

暴力団等の排除に関する誓約書 兼 同意書

年 月 日

加古川市長 様

誓約者（申請者）

所在地

名称

代表者氏名

㊟

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 2 項の規定による家庭的保育事業等の認可を申請するに当たり、加古川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 18 号。以下「条例」という。）第 7 条第 7 項及び第 8 項の規定を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

なお、本誓約に当たり、市が、本誓約書の写し及び役員に関する情報を兵庫県警察本部及び所轄の警察署に提供すること並びに下記 1（1）及び（2）に関して意見照会することについて同意します。

記

1 誓約事項

- （1）家庭的保育事業者等及びその役員（法第 34 条の 15 第 3 項第 4 号ニに規定する役員をいう。）並びに家庭的保育事業所等の管理者は、条例第 7 条第 7 項に規定する暴力団等に該当しないこと。
- （2）家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業等を運営するに当たっては、条例第 7 条第 7 項に規定する暴力団等の支配を受けないこと。

2 添付書類 役員一覧表

◎関係法令

加古川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 18 号）抜すい

（家庭的保育事業者等及び家庭的保育事業所等の一般原則）

第 7 条

7 家庭的保育事業者等及びその役員（法第 34 条の 15 第 3 項第 4 号ニに規定する役員をいう。）並びに家庭的保育事業所等の管理者は、加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）であってはならない。

8 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業等を運営するに当たっては、暴力団等の支配を受けてはならない。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）抜すい

（確認の取消し等）

第 34 条の 15

3

（4）次のいずれにも該当しないこと。

ニ （略）…当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号及び第三十五条第五項第四号において「役員等」という。）…（略）。

加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 1 号）抜すい

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。

以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

（2）暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）抜すい

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（2）暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

（6）暴力団員 暴力団の構成員をいう。